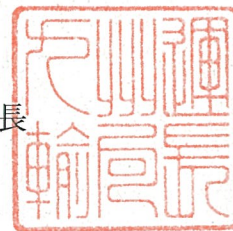


九運技整第104号の5
令和元年6月6日

一般社団法人 日本自動車販売協会連合会
熊本県支部長 殿

九州運輸局長



自動車点検整備推進運動の実施について（依頼）

自動車は、国民の生活や経済の発展に必要不可欠なものであり、その役割はますます重要なものとなっています。

一方、我が国の交通事故の発生件数は依然として厳しい状況にあり、平成28年1月に軽井沢で発生したスキーバス事故は世の中に大きな衝撃を与えました。

大型トラックでは、平成29年10月には脱落したスペアタイヤに起因する死亡事故が発生したほか、依然として重大事故につながりかねない車輪脱落事故が多発しており、深刻な状況となっております。

バスについては、車齢の高い車両も数多く使用されているという現実の中で、火災事故も目立ってきていることをはじめ、車体フレーム腐食による事故などの自動車の不具合による事故が発生しています。

これらのことから、車両の安全確保のために確実な点検・整備を行うことが、ますます重要となっております。

また、環境面においても、排出ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が重要となっております。

本来、自動車ユーザーには、自動車の不具合による事故の防止や環境保全を図ることを目的として、自動車の点検・整備の実施が義務付けられていますが、その実施状況は乗用車で6割程度に留まるなど、決して十分に実施されているとは言えない状況にあり、自動車ユーザーの保守管理意識を高め、適切な点検・整備が実施されるよう取組むことが必要です。

このため、国土交通省では、関係機関等の協力のもと、別添1の実施要領により、「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開し、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に推進することとしております。

つきましては、貴職におかれましても本運動の趣旨をご理解のうえ、別添2「自動車点検整備推進運動の実施細目」に基づきご協力をいただくとともに、傘下会員（組合員）に対し運動の実施について、適切な指導方よろしくお願い致します。

(別添1)

2019年度「自動車点検整備推進運動」実施要領

2019年3月
国土交通省自動車局

第1 目的

自動車は、国民の生活や経済の発展に必要な不可欠なものであり、その役割はますます重要なものとなっている。

一方、我が国の交通事故の発生件数は依然として厳しい状況にあり、平成28年1月に軽井沢で発生したスキーバス事故は世の中に大きな衝撃を与えた。

大型トラックでは、平成29年10月に脱落したスペアタイヤに起因する死亡事故が発生したほか、依然として重大事故につながりかねない車輪脱落事故が多発しており、深刻な状況となっている。

バスについては、車齢の高い車両も数多く使用されているという現実の中で、火災事故も目立ってきていることをはじめ、車体フレーム腐食による事故などの自動車の不具合による事故が発生している。

これらのことから、車両の安全確保のために確実な点検・整備を行うことが、ますます重要となっている。

また、環境面においても、排出ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が重要となっている。

本来、自動車ユーザーには、自動車の不具合による事故の防止や環境保全を図ることを目的として、自動車の点検・整備の実施が義務付けられているが、そのことが自動車ユーザーに十分理解されておらず、その実施状況は乗用車で6割程度に留まるなど、決して十分な状況とは言えない。

また、大型車については、使用状況の過酷さ及び事故時の影響の大きさ等に鑑みれば、車両火災事故、車輪脱落事故及び車体フレーム腐食による事故を防止するための重点的な点検の実施等の取り組みも必要である。

以上のことから、「不正改造車を排除する運動」など他の運動等との連携を図った相乗効果をねらいつつ、自動車関係団体等の協力を得て、「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開することにより、自動車ユーザーに点検・整備の必要性や重要性を理解してもらおうとともに、大型車のユーザーにあっては、車両火災の発生部位となっている燃料装置や電気配線等の装置、ホイールの取付状態、車体フレームの腐食状態等について、より確実な点検・整備の実施を求めることとする。

第2 実施機関

国土交通省、自動車関係31団体(別紙1)で構成する「自動車点検整備推進協議会」(以下「協議会」という。)及び自動車関係15団体(別紙2)で構成する「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会」(以下「連絡会」という。)が中心となって、内閣

府、警察庁及び環境省の後援並びに独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会及び独立行政法人自動車事故対策機構の協力のもとに本運動を実施する。

第3 実施期間

本運動は、1年を通して実施するものとするが、特に2019年9月1日(日)から9月30日(月)までの1ヶ月間を全国統一強化月間とし、これに加え、他のイベントと開催時期を合わせるなど地域の実情や効果の得られる時期等を考慮して各地方運輸局(沖縄総合事務局を含む。以下同じ。)又は各運輸支局(神戸運輸監理部兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。)ごとに地方独自強化月間を1ヶ月間設定し、各取り組みを強力に推進する。

第4 重点項目

1. 全国統一強化月間の重点項目

- (1) 点検・整備の必要性や重要性の啓発(女性、10代から30代の自動車ユーザーに重点を置く。)
- (2) 大型車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発

2. 地方独自強化月間の重点項目

各地方運輸局又は各運輸支局は、上記1の重点項目及びエコ整備(点検・整備によるCO2削減効果をいう。以下同じ。)の啓発を重点項目と定めるほか、地域の実情に応じた地方独自の重点項目を設定するよう努めるものとする。

第5 実施事項

1. 自動車の点検・整備を推進するための広報・啓発活動

(1) イベント等の開催

- ① 本省及び協議会は、自動車点検整備推進運動を全国的に盛り上げるため、地域イベントとの連携等を踏まえたイベントを開催する。また、地域イベントの支援のため、広報・啓発ツールの製作・配布やマスメディア(テレビ・新聞を中心。以下同じ。)、インターネットサイト、ソーシャル・ネットワーク・サービス(SNS)等を活用した広報を実施する。
- ② 各地方運輸局及び各運輸支局等(神戸運輸監理部兵庫陸運部、沖縄総合事務局陸運事務所、自動車検査登録事務所及び沖縄総合事務局陸運事務所の支所を含む。以下同じ。)並びに協議会構成団体の地方組織は、自動車点検整備推進運動が地域の方々に認知してもらえるよう参加・体験・実践型の地域イベントを全国各地で開催する。また、イベントの開催にあたり、マスメディア、インターネットサイト、SNS等による効果のある広報に努め、地域イベントの認知向上を図る。

(2) 総合的な広報・啓発活動の実施

- ① 本省等(各地方運輸局及び各運輸支局等を含む。以下同じ。)は、協議会及び連絡会と協力し、大型車を含めた自動車ユーザーに対し、ポスター・チラシ等を用いた広報活動を実施する。なお、一般の自動車ユーザーを対象としたポスター・チラシ等については、イベント等に参加した女性や10代から30代の自動車ユーザー

ザーへ積極的に展開するよう努める。

また、別紙3の資料等を活用し、大型車の車輪脱落事故、車両火災事故及び車体フレーム腐食事故防止に向けた確実な点検・整備の実施を啓発する。

- ② 本省等並びに協議会及び連絡会構成団体は、各自保有する車両の確実な点検・整備の実施を図る。また、その所属職員に対し、庁舎・営業所等における館内放送、イントラネット等によって、マイカーの点検・整備の励行を呼びかけるとともに、友人や家族にも所属職員から点検・整備の励行を呼びかけるよう依頼する。

(3) 講習や無料点検等の実施

協議会構成団体の地方組織は、点検・整備に関する実技講習や無料点検を実施するとともに、別紙3の資料等を活用し、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら点検・整備の必要性や重要性を説明する講習会やマイカー相談等を実施し、自動車ユーザーの保守管理意識の高揚を図る。

(4) 整備不良等に起因する事故等防止の啓発

各地方運輸局及び各運輸支局等は、協議会及び連絡会構成団体の地方組織の協力を得ながら、整備不良等に起因する大型車の車輪脱落事故、車両火災事故及び車両故障事故を防止するため、整備管理者研修等を通じてこれらの事故の情報を展開するとともに、別紙3の資料等を活用し、適切な点検・整備の励行を呼びかける。また、整備管理者研修においては、DPF（黒煙除去フィルタ）等の後処理装置付き車の正しい使用方法についても周知する。

特に、整備管理者研修等には自家用自動車の整備管理者の自主的な参加を促すよう努めるとともに、貸切バス事業者が選任する整備管理者に対する研修においては、「貸切バス予防整備ガイドライン」に基づく整備管理方法について教示する。

(5) 出前講座等の実施

各地方運輸局及び各運輸支局等は、協議会構成団体の地方組織の協力を得ながら、自動車整備専門学校等に赴き、別紙3の資料等を活用し、日常点検等の実施方法、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら点検・整備の必要性や重要性を説明する出前講座を行うよう努める。

また、本省等は、自動車教習所や運転免許センターに対して、その機関に指導教員として所属する職員へ、学科教本に記載されている点検・整備の必要性や重要性について、受講生に対し特に強力に指導を行って欲しい旨を伝えるなど、積極的な働きかけを行うよう努める。

2. 自動車ユーザーに対する調査・指導等

(1) ハガキ等による点検整備実施状況の調査・指導等

- ① 本省は、前検査を受検した自動車ユーザーに対し、ハガキを用いて定期点検整備の実施を呼びかけるとともに、定期点検整備の実施状況調査を実施する。

また、各運輸支局等は、前検査を行おうとする事業者等（自家用大型貨物自動車の使用者を含む。）について、定期点検の実施状況を確認し、定期点検の確実な励行を指導する。

- ② 各運輸支局等は、不正改造車・迷惑黒煙情報提供窓口寄せられた情報を基に、該当する車両のユーザーに対しハガキを送付して自主点検を促すとともに、点検・

整備の必要性や重要性を啓発する。

(2) 街頭検査での啓発・指導等

各地方運輸局及び各運輸支局等は、協議会及び連絡会構成団体の地方組織の協力を得ながら、街頭検査を活用してチラシ等の配付などにより点検・整備の必要性や重要性の啓発を行うとともに、点検整備実施状況を確認し、定期点検整備未実施の自動車ユーザーに対して定期点検整備の確実な励行を指導する。

(3) 重点点検の実施

① 本省等は、協議会及び連絡会の協力を得て、大型車について、ホイールの取付状態や燃料装置、車体フレームの腐食状態等の本省が選定する箇所に係る点検・整備を重点的に実施するよう運送事業者へ要請する。

② 各地方運輸局及び各運輸支局等は、協議会構成団体の地方組織と効果の得られる地域や点検内容等を協議し、次の事項を重点的に実施するよう関係事業者へ要請する。

- ・運送事業者の事業用自動車を対象とし、黒煙濃度の悪化に大きな影響を与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料ポンプ等）の点検・整備を実施する。

- ・整備事業場に入庫した一般整備車両を対象とし、自動車ユーザーの理解を得て実施する黒煙濃度の測定及び黒煙濃度の悪化に大きな影響を与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント等）の点検・整備を実施する。

(4) 公用車の定期点検整備実施の徹底

本省は、国土交通省内、他省庁及び地方自治体が保有する公用車について、定期点検整備の実施状況を把握し、その結果を踏まえ、確実な予算確保と執行を含めた定期点検整備実施の徹底が図られるよう要請する。

3. 地域の実情に応じた広報・啓発活動の企画

各地方運輸局又は各運輸支局は、地域の実情に応じた地方独自の実施事項を企画するよう努めるものとする。

第6 実施運営

1. 本省は、各地方運輸局に対して、本運動の実施等について指示するほか、協議会及び連絡会構成団体等に対し、本運動の目的、実施事項等を通知する。

2. 各地方運輸局又は各運輸支局は、協議会及び連絡会構成団体の地方組織と協議して地域の実情に応じた地方独自強化月間及び実施事項を定め、本運動を積極的に推進するとともに、協議会及び連絡会構成団体の地方組織並びに関係者に対して本運動の実施事項等について通知する。

第7 効果測定

1. 本省等は、次回の自動車点検整備推進運動の企画・立案に活用するため、協議会の協力を得ながら、イベント参加者に対して全国統一のアンケートを実施する。また、協議会と連携して幅広く点検・整備に対する意識調査を実施するため、インターネットを活用したアンケートも実施する。

2. 本運動終了後、本省等は、協議会及び連絡会と連携して、以下の効果測定を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう運動内容の検証に努めるものとする。
 - ① 本運動の関心度について、アンケート調査、インターネットサイト及びSNS閲覧数、マスメディアの掲載数等により実施する。
 - ② 点検・整備に対する意識変化等について、アンケート調査等により実施する。
 - ③ 地方独自に企画した実施事項は、協議会及び連絡会を構成する地方組織と連携して、効果の検証に努める。
3. 本運動の関心度及び点検・整備に対する意識変化等が分析できるよう、本運動で収集するデータ等を適宜検討する。

第8 報告

1. 各地方運輸局は、地方独自強化月間及び地方独自実施事項を企画した地方実施細目を取りまとめ、2019年6月末までに国土交通省自動車局に報告する。
2. 各地方運輸局、協議会及び連絡会構成団体等は、それぞれ実施結果をとりまとめ、2020年5月末までに国土交通省自動車局に報告する。

2019年度「自動車点検整備推進運動」実施細目

I 九州運輸局及び運輸支局等実施事項

1. 自動車の点検・整備を推進するための広報啓発活動

(1) イベント等の実施

① 運輸局及び各運輸支局等（自動車検査登録事務所を含む。以下同じ。）を含む。は、自動車点検整備推進協議会（以下「協議会」という。）は、協議会及び協議会構成団体の地方組織が開催するイベントが円滑に実施されるようバックアップする。

なお、イベント名称には「自動車点検整備推進運動」を付加するとともに、本省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を活用する。

② 運輸局及び各運輸支局等は、協議会構成団体の地方組織の協力を得ながら、イベント来場者を対象に、本運動の関心及び点検・整備の必要性や重要性の認識についてのアンケート調査（全国統一様式を基本）を行う。

(2) 総合的な広報・啓発活動の実施

① 運輸局は、自動車点検整備推進運動の実施計画を公表する。

② 運輸局及び各運輸支局等は、本省で作成されたポスターを窓口など来訪者の目に付きやすい場所へ掲示するとともに、チラシ等についても窓口などへ備え置く又は配布する。なお、一般の自動車ユーザーを対象としたポスター・チラシ等については、イベント等に参加した女性や10代から30代の自動車ユーザーへ積極的に展開するよう努める。

また、運輸局は、次のツールを活用した広報・啓発を積極的に実施するよう努める。

- ・マスメディア（テレビ、新聞を中心。以下同じ。）、インターネットサイト、ソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）等の利用（女性、10代から30代の世代を焦点）
- ・政府広報の利用
- ・啓発ワッペン及びのぼりの利用
- ・公共施設、競技場等の掲示板の利用
- ・バス車両の前面を利用した横断幕の掲示
- ・本省及び協議会が作成した地方啓発活動支援ツールの利用

③ 運輸局及び各運輸支局等は、各地方公共団体で発行する広報紙や自治会回覧紙に掲載を依頼するなどして、より広く自動車ユーザーに確実な点検・整備の実施を呼びかけるよう努める。

④ 運輸局及び各運輸支局等は、大型車の車輪脱落事故、車両火災事故及び車体フレ

ム腐食事故を防止するため、チラシや別紙の資料等を窓口などへ備え置く又は配付するなどして、自動車ユーザーに対し確実な点検・整備の実施を啓発する。

- ⑤ 運輸局は、庁舎の館内放送、イントラネット等によって、所属職員（可能であれば来庁者も含む。）にマイカーの確実な点検・整備の実施を呼びかけるとともに、友人や家族にも所属職員から点検・整備の励行を呼びかけるよう依頼する。
- ⑥ 運輸局は、協議会及び大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会（以下「連絡会」という。）並びにその構成団体の地方組織による啓発活動が円滑に実施されるようバックアップする。

(3) 講習等の実施

運輸局及び各運輸支局等は、協議会構成団体の地方組織が実施する点検・整備に関する実技講習や無料点検に協力する。

(4) 整備不良等に起因する事故防止の啓発

運輸局及び各運輸支局等は、協議会及び連絡会構成団体の地方組織の協力を得ながら、整備不良等に起因する大型車の車輪脱落事故、車両火災事故及び車両故障事故を防止するため、整備管理者研修、運行管理者講習、自動車検査員研修、整備主任者研修等の機会を活用して、受講者に対し本運動の目的、実施事項等について周知するとともに点検・整備の必要性や重要性の啓発に努める。この場合において、別紙の資料や連絡会構成団体の製作ツール等を活用するとともに、DPF（黒煙除去フィルタ）等の後処理装置付き車の正しい使用方法などを交えながら、点検・整備の確実な実施による事故防止について周知を行う。

特に、整備管理者研修等に自家用自動車の整備管理者の自主的な参加を促すよう努めるとともに、貸切バス事業者が選任する整備管理者に対する研修において、「貸切バス予防整備ガイドライン」に基づく整備管理方法について教示する。

(5) 出前講座等の実施

運輸局及び各運輸支局等は、協議会構成団体の地方組織の協力を得ながら、自動車整備士養成施設等に赴き、別紙の資料等を活用し、点検・整備の実施方法、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を説明する出前講座を行うよう努める。

また、運輸局は、自動車教習所や運転免許センターに対して、ポスターの掲示等の要請のほか、その機関に指導教員として所属する職員へ、学科教本の中に記載されている点検・整備の必要性や重要性と実施方法について、受講生に対し特に強力に指導を行ってほしい旨を伝えるなど、積極的な働きかけを行うよう努める。

2. 自動車ユーザーに対する調査・指導等

(1) ハガキ等による点検整備実施状況の調査・指導等

- ① 各運輸支局等は、前検査でユーザー車検を行う事業用自動車及び自家用大型貨物自動車ユーザーに対し、事前の周知を行った上で受付時に、中間の点検（3ヶ月定期点検等）の実施状況についても確認し、必要に応じて点検・整備の確実な実施の指導等を行う。
- ② 各運輸支局等は、不正改造車・迷惑黒煙情報提供窓口寄せられた情報を基に、該当する車両のユーザーに対しハガキを送付して自主点検を促すとともに、点検・整備の必要性や重要性を啓発する。
- ③ 各運輸支局等は、確実な定期点検整備の励行を促進するため、自動車検査証備考欄に継続検査時の点検整備実施状況について記載し、自動車ユーザーへ周知する。

(2) 街頭検査での啓発・指導等

運輸局及び各運輸支局等は、協議会及び連絡会構成団体の地方組織の協力を得ながら、街頭検査を活用してチラシ等の配布を行い点検・整備の必要性や重要性の啓発を行うとともに、点検整備済ステッカーや自動車検査証備考欄の点検実施状況の情報を活用し、定期点検整備未実施の自動車ユーザー等に対しては、定期点検整備の確実な励行を指導する。なお、期日の過ぎた点検整備済ステッカーは保安基準不適合となるため、剥がすよう指示する。

(3) 重点点検の実施

- ① 運輸局は、協議会及び連絡会の協力を得て、大型車について、ホイールの取付状態や燃料装置、車体フレームの腐食状態等の本省が選定する箇所に係る点検・整備の重点的な実施及び結果報告を運送事業者へ要請する。
- ② 運輸局及び各運輸支局等は、協議会構成団体の地方組織と効果の得られる地域や点検内容等を協議し、次の事項を重点的に実施するよう関係事業者へ要請する。
 - ・運送事業者の事業用自動車を対象とし、黒煙濃度の悪化に大きな影響を与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料ポンプ等）の点検・整備を実施する。
 - ・整備事業場に入庫した一般整備車両を対象とし、自動車ユーザーの理解を得て実施する黒煙濃度の測定及び黒煙濃度の悪化に大きな影響を与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント等）の点検・整備を実施する。

3. 地方独自の実施事項等

(1) 実施期間

2019年10月1日(火)から10月31日(木)（地方独自強化月間）

（※ 全国統一強化月間：2019年9月1日(日)から9月30日(月)）

(2) 実施項目

- ① 平成30年6月に自動車点検基準等が一部改正され、スペアタイヤに関することを定期点検において点検することが義務づけられた。

については、当該改正をよりいっそう周知すべく、自家用大型トラックを対象に、自家用協会（自家用協会が存在しない長崎運輸支局を除く）と協力し、地方独自強化月間中、ポスターの掲示及びチラシの配布に努める。

- ② 九州トラック協会と協力し、同協会の会員で、かつ、大型自動車（車両総重量8トン以上）を保有する事業者（例：重点点検実施対象事業者）を対象に、エアクリナーの点検を重点的に行う。

II 協議会・連絡会構成団体実施事項

1. 自動車の点検・整備を推進するための広報啓発活動

(1) イベント等の実施

- ① 協議会は、「自動車点検整備推進運動全国統一強化月間」の開始を告知するための記者発表とともに、より多くの自動車ユーザー等に点検・整備の必要性や重要性が伝わるようなキックオフイベントを開催する。
なお、イベント開催にあたっては、マスメディアや一般来場者の参加が多く見込める日時、場所や催し内容に配慮するとともに、技能競技大会（日本自動車整備振興会連合会主催）の優勝チーム等の自動車整備士から点検・整備のPRが行われることが望ましい。
- ② 協議会構成団体の地方組織は、地域の実情等を踏まえ、より多くの自動車ユーザー等に点検・整備の必要性や重要性が伝わるような地域イベントを開催する。
なお、次の内容を踏まえた地域イベントを開催するよう努めるほか、一般来場者の参加が多く見込める日時、場所や催し内容に配慮する。
 - ・「点検・整備なんでも相談コーナー」、「無料点検コーナー」等の参加・体験・実践型の催しを設けるとともに、新品部品と摩耗部品のサンプルを展示するなどして、点検・整備の必要性や重要性を視覚的に訴えるとともに、実施方法についてわかりやすく解説するように努める。
 - ・点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を訴える。
- ③ 協議会構成団体の地方組織は、点検・整備に関する実技講習として、「マイカー点検教室」等を開催し、点検・整備の実施方法等を自動車ユーザー等へ説明する。
- ④ キックオフイベント及び地域イベントにおいては、その名称に「自動車点検整備推進運動」を付加するとともに、国土交通省と共同で作成したキャッチコピー、ロゴ等を活用するとともに、マスメディアを活用して積極的なイベントPRを行い、マスメディアに多く取り上げられることを通じてイベントに参加しない自動車ユーザーにもイベントの効果が波及するよう努める。
- ⑤ 協議会は、幅広く点検・整備に対する意識調査を実施するため、インターネットのアンケート・サイトを活用したアンケート調査を実施する。

(2) 総合的な広報・啓発活動の実施

- ① 国土交通省で作成するポスターを来訪者の目に付きやすい場所へ掲示するとともに、チラシ等についても窓口や応接コーナー等へ備え置く又は配布して、来訪者に広報する。
- ② 定期点検整備未実施の自動車ユーザー等に対しては、別紙の資料等を活用し、点検・整備を怠った場合の不具合事例や事故事例、経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を説明し、確実に点検・整備を実施するように呼びかける。
- ③ 連絡会構成団体の地方組織は、国土交通省や一般社団法人日本自動車工業会が作成する大型車の車輪脱落事故や車両火災の防止に必要な点検・整備を啓発する広報物等を来訪者の目につきやすい場所へ掲示するとともに、チラシ等についても窓口や応接コーナー等へ備え置く又は配布して、来訪者に広報する。
- ④ マスメディア等を活用して、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を訴える。
なお、マスメディアを活用して広告する場合は、国土交通省と共同で作成したキャッチコピーやロゴ等を活用する。
- ⑤ インターネットサイト、SNS及びデジタル広告を活用し点検・整備の必要性や重要性を呼びかけるとともに、日常点検の実施方法が確認できるようにする。
なお、スマートフォン・携帯電話からも閲覧できるよう配慮する。
ホームページ : <http://www.tenken-seibi.com>
スマートフォン・携帯電話 : <http://tenken-seibi.com/m/>
- ⑥ 各団体で実施している会議の機会や会報、機関誌及びホームページ等を利用して傘下会員及び参加者等へ点検・整備の必要性や重要性を周知する。
- ⑦ 整備工場又は販売店において、定期点検整備の実施時期が近づいた自動車ユーザーに対して、ハガキ等により定期点検実施を案内するなど、確実な点検・整備の実施を呼びかける。
- ⑧ 各団体において保有する車両や会員等が使用する車両の車種に応じた適正な点検・整備の実施を図る。
- ⑨ 社屋、営業所等における館内放送等によって、所属職員等にマイカーの確実な点検・整備の実施を呼びかけるとともに、友人や家族にも所属職員から点検・整備の励行を呼びかけるよう依頼する。
- ⑩ 協議会及び連絡会構成団体の地方組織は、各地方運輸局及び各運輸支局等から協力要請があった場合は、講習・出前講座等の実施に協力する。

2. 自動車ユーザーに対する調査・指導等

(1) 街頭検査での啓発・指導等

協議会及び連絡会構成団体の地方組織は、各運輸支局等から協力要請があった場合は、街頭検査での啓発活動に協力する。

(2) 重点点検の実施

① 国土交通省からの要請を受け、重点点検対象の大型車について、ホイールの取付状態や燃料装置、車体フレームの腐食状態等の国土交通省が選定する箇所に係る点検・整備の重点実施及び結果報告に協力する。

また、各地方運輸局又は各運輸支局等からの要請を受け、運送事業者の事業用自動車について、黒煙濃度の悪化に影響を与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料ポンプ等）に係る点検・整備を重点的に実施するよう協力する。

② 各地方運輸局又は各運輸支局等からの要請を受け、入庫した一般整備車両について、自動車ユーザーの理解を得ながら黒煙濃度の測定及び黒煙濃度の悪化に大きな影響を与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント等）に係る点検・整備の重点実施に協力する。

3. 地方独自の実施事項等

協議会及び連絡会構成団体の地方組織は、各地方運輸局又は各運輸支局が設定する地方独自強化月間及び実施事項の企画並びにその取り組みの実施に協力する。

なお、協議会及び連絡会構成団体（地方組織を除く。）は、特定地方独自強化月間においても各種取組の実施に協力する。

Ⅲ 協議会・連絡会構成団体等別実施事項

1. 地域イベントの開催

●日本自動車整備振興会連合会（日整連）、日本自動車販売協会連合会（自販連）、日本自動車連盟（JAF）、日本自動車タイヤ協会（JATMA）、電池工業会（BAJ）、全国ディーゼルポンプ振興会連合会（DP連）、その他

- a) 地域イベントには、「点検・整備なんでも相談コーナー」、「無料点検コーナー」等の参加・体験・実践型の催しを設けるよう努める。
- b) 展示コーナーで使用する新品部品と使用により劣化した部品のサンプルを提供する。
- c) 点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を訴える。

2. マイカー点検教室等の開催

●日整連

- a) 各地方自動車整備振興会では、マイカー点検教室等を開催し、点検・整備に関する実技講習や無料点検、マイカー相談を実施して、自動車ユーザーの保守管理意識の高揚を図る。その際、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及

び経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を訴える。

- b) 定期点検整備の必要性と保守管理の重要性について説明した動画（DVD）を活用し、自動車ユーザーへの啓発に努める。
- c) 自動車のカット・エンジン、ブレーキ装置模型、カット・シャシ模型等を活用し、ユーザーの保守管理意識の高揚を図る。

●自販連等

販売店では、自動車点検整備推進運動の強化月間中における新車の発表会等を利用して、自動車ユーザーを対象に無料点検等を実施し、点検・整備の必要性や重要性について呼びかける。また、大型車ユーザーにも啓発するように努める。

●J A F

各支部では、マイカー点検教室等を開催し、点検・整備に関する実技講習や無料点検、マイカー相談を実施して、自動車ユーザーの保守管理意識の高揚を図る。

3. ポスターの掲示

●自動車技術総合機構（自動車機構）

庁舎・検査場内の利用者の目に付きやすい箇所に掲示する。

●軽自動車検査協会（軽検協）

事務棟・検査棟内の利用者の目に付きやすい箇所に掲示する。

●日本自動車工業会（自工会）

自動車メーカーの工場等、社員等の目につきやすい箇所に掲示する。

●自販連、全国自動車部品販売店連合会（全部協）、日本自動車輸入組合（輸入組合）、日本中古自動車販売協会連合会（中販連）、全国軽自動車協会連合会（全軽自協）、全国部品販売店連合会（JAPADA）、全国オートバイ協同組合連合会（AJ）

社屋、店舗等を訪れる自動車ユーザー等の目につきやすい箇所に掲示する。

●日整連

社屋、整備工場等を訪れる自動車ユーザー等の目につきやすい箇所に掲示する。

●J A F

各地方本部、支部を訪れる自動車ユーザー等の目につきやすい箇所に掲示する。

●全国自家用自動車協会（全自協）

各地方自家用自動車協会を訪れる自動車ユーザー等の目につきやすい箇所に掲示す

る。

●日本バス協会（バス協）、全日本トラック協会（全ト協）、全国ハイヤー・タクシー連合会（全タク連）

社屋、待合室、休憩所等の利用者の目に付きやすい箇所に掲示する。

●全国レンタカー協会（レンタ協会）

社屋、営業所の窓口等の利用者の目につきやすい箇所に掲示する。

●JATMA

タイヤメーカーの工場等、社員等の目につきやすい箇所に掲示する。

●関係団体

社屋、店舗等を訪れる来訪者の目につきやすい箇所に掲示する。

4. チラシの配布

●自動車事故対策機構（事故対）

運行管理者講習の受講者及び適性診断の受診者に配布して、点検・整備の必要性や重要性を周知する。

●自動車機構

a) 庁舎・検査場に備え置き、検査受検等により来訪した自動車ユーザー等に広報する。

なお、街頭検査の機会を活用した広報活動は、各運輸支局等に協力して取り組む。

b) 定期点検整備未実施の自動車ユーザーに対しては、各運輸支局等と連携して、定期点検整備の確実な実施を呼びかける。

●軽検協

a) 事務棟・検査棟に備え置き、検査受検等により来訪した自動車ユーザー等に広報する。

なお、街頭検査の機会を活用した広報活動は、各運輸支局等に協力して取り組む。

b) 定期点検整備未実施の自動車ユーザー等に対しては、チラシを配布し、定期点検整備の確実な実施を呼びかける。

●自工会、自販連、全軽自協、中販連、輸入組合、JAPADA、AJ

a) 社屋、店舗に備え置く又は配布して、来訪者に点検・整備の必要性や重要性を周知する。また、自動車検査証備考欄に記載の点検整備実施状況等の情報を活用し、定期点検整備未実施の自動車ユーザー等に対しては、定期点検整備の確実な実施を呼びかける。

b) 自動車を販売する際に、購入者に対して点検・整備の必要性や重要性を周知する。

●日整連

- a) 店舗の応接コーナー等に備え置く又は配布して、来訪者に点検・整備の必要性や重要性を周知する。また、自動車検査証備考欄に記載の点検整備実施状況等の情報を活用し、定期点検整備未実施の自動車ユーザー等に対しては、定期点検整備の確実な実施を呼びかける。
- b) 各地方自動車整備振興会が開催するマイカー点検教室等を活用して、参加者に配布し、点検・整備の必要性や重要性を周知する。

●J A F

- a) 全支部・事務所に備え置く又は来訪者やロードサービス利用時に配布するなど、あらゆる機会を捉えて周知する。特に、ロードサービス利用時等に定期点検整備未実施の自動車ユーザーに対しては、点検・整備の確実な実施を呼びかける。
- b) 各支部で開催するマイカー点検教室等を活用して、参加者に配布し、点検・整備の必要性や重要性を周知する。

●日本自動車教育振興財団（教育振興財団）

全国自動車教育研究大会等の機会に参加者へ配布して、点検・整備の必要性や重要性を周知する。

●バス協、全ト協、日本自動車部品工業会（部工会）、全部協、全タク連、全国石油商業組合連合会（全石商）、自動車検査登録情報協会（自検協）、BAJ、DP連、日本自動車車体工業会（車工会）、日本自動車部品協会（JAPA）、レンタ協会

- a) 傘下会員・事業者に配布し、点検・整備の必要性や重要性を周知する。
- b) 店舗等に自動車ユーザー等が訪れる傘下会員・事業者においては、窓口等に備え置く又は配布して、来訪者に点検・整備の必要性や重要性を周知する。

●日本損害保険協会（損保協会）、全国共済農業協同組合連合会（JA共済連）、全国労働者共済生活協同組合連合会（全労済）

店舗等の窓口等に備え置く又は配布して、来訪者に点検・整備の必要性や重要性を周知する。

5. マスメディア等による広報（キャッチコピー、ロゴ等の挿入）

●日整連

- a) マスメディア等を活用して、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を訴える。
- b) マスメディア等により広告する場合は、国土交通省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を挿入する等、統一感のある広報の実施に努める。

●自工会

- a) マスメディア等を活用して、点検・整備の確実な実施等について呼びかけるとともに、ホームページ、自動車ガイドブック等により、点検・整備の必要性や重要性を訴える。
- b) マスメディア等により広告する場合は、国土交通省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を挿入する等、統一感のある広報の実施に努める。

●自販連、全軽自協、輸入組合

マスメディア等により広告する場合は、国土交通省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を挿入する等、統一感のある広報の実施に努める。

●自工会、バス協、全ト協、日整連、自販連他連絡会構成団体

- a) マスメディア等を活用し、大型車の車輪脱落事故や車両火災の防止のため、確実な点検・整備の実施を呼びかける。
- b) 大型車の車輪脱落事故が多い地域においては、大型車ユーザー等へ訴求効果のある時期や内容に配慮した広報に努める。

●関係団体

本運動の実施要領、チラシの内容等について、会報又は機関誌に掲載し、広く会員等に広報する。その際、国土交通省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を使用し、統一感のある広報の実施に努める。

6. のぼり、垂れ幕、横断幕等の掲示

●自動車機構

啓発ワッペンの着用を行うとともに、庁舎・検査場を訪れる自動車ユーザーの目につきやすい箇所にのぼりを設置する。

●軽検協

啓発ワッペンの着用を行うとともに、事務棟・検査棟を訪れる自動車ユーザーの目につきやすい箇所にのぼりを設置する。

●日整連

各地方自動車整備振興会、整備工場及びマイカー点検教室を訪れる自動車ユーザー等の目につきやすい箇所に掲示する。その際、国土交通省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を使用することにより、統一感のある広報の実施に努める。

●バス協

乗合バス車両の前面に横断幕を掲示することにより、自動車点検整備推進運動の周知に努める。

7. ハガキの送付等

●軽検協

前検査を受検した自動車ユーザーに対し、啓発ハガキを送付することにより、定期点検整備を確実に実施するよう呼びかけるとともに、定期点検整備の実施状況を調査する。

●自販連等

販売店では、定期点検整備の実施時期の近づいた自動車ユーザーに対して、定期点検整備の実施について呼びかける。

●日整連

整備工場では、定期点検整備の実施時期の近づいた自動車ユーザーに対して、定期点検整備の実施について呼びかける。

8. その他

●日整連

オリジナルで作成したスマートフォンアプリ（点検・整備の実施時期の告知機能等）の周知及び活用促進させることで、ユーザーの保守管理意識の高揚を図る。

●日整連、自販連、全夕協連、JATMA

大型車のタイヤ脱着を伴う点検・整備やタイヤ交換作業を行ったときは、車両の引き渡し時等において、大型車ユーザーに「増し締めの実施が必要である」ことが確実に伝わるよう、点検整備記録簿・作業実施報告書等にわかりやすく記載して説明するとともに、チラシ等を活用して増し締めの励行について周知するよう努める。

なお、傘下事業者において、増し締めを実施したときは、点検整備記録簿・作業実施報告書等に「増し締め実施済み」と記載しておく。

●全ト協、バス協、日整連、全タク連、全自協、レンタ協会他関係団体等

- a) 国土交通省から要請される重点点検の実施及び結果報告並びに各地方運輸局又は各運輸支局等から要請される黒煙濃度の悪化に影響を与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料ポンプ等）の点検・整備の重点実施について、傘下会員の運送事業者へ協力を依頼する。
- b) 各地方運輸局又は各運輸支局等から要請される入庫した一般整備車両の黒煙測定及び黒煙濃度の悪化に大きな影響を与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント等）の点検・整備の重点実施について、傘下会員の整備事業者へ協力を依頼する。

- c) 各地方運輸局及び各運輸支局等が実施する講習・出前講座等に協力し、傘下会員・事業者等に対する自動車保守管理意識の高揚及び点検・整備に起因する事故防止を図る。

●関係団体等

- a) 各団体において保有する車両や会員等の使用する車両の車種に応じた適切な点検・整備の実施を図る。
- b) 社屋、営業所等における館内放送等によって、所属職員等にマイカーの点検・整備の実施励行を呼びかけるとともに、友人や家族にも所属職員から点検・整備の励行を呼びかけるよう依頼する。
- c) 国土交通省の行う定期点検の実施状況の調査や確認について、その協力を努める。